

関西大学短期貸付金のしおり

本学では、家庭からの仕送りの遅延や急病等、真にやむを得ない事由により一時的あるいは緊急に生活資金が必要となった方のために、短期貸付金制度を設けています。

貸付を希望される方は以下の事項を必ずご確認ください。

- 資格 関西大学（学部・大学院）に在学する者
- 条件 次の事由に該当し、一時的または緊急に生活資金の援助を必要とする者
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、アルバイト収入の減少等により生活資金が必要となったとき。
 - (2) 自宅外の通学者で仕送りが遅延しているとき。
 - (3) 本人の急病、傷害等により緊急に生活資金が必要となったとき。
 - (4) 家計支持者の死亡、失職等により、一時的に生活資金が必要となったとき。
 - (5) 両親もしくは祖父母の病気および死亡または本人の病気療養のため、緊急に帰省する必要が生じたとき。
 - (6) その他やむを得ない事情があるとき
- 貸付金 原則 100,000 円まで（1,000 円単位）
- 返済方法 一括または分割で返済
- 返済期間 貸付金額によって異なります（下記参照）
 - ・30,000 円の貸付を受けた場合は、最大 3 ヶ月
 - ・50,000 円の貸付を受けた場合は、最大 5 ヶ月
 - ・100,000 円の貸付を受けた場合は、最大 10 ヶ月
 - ・卒業予定者は、卒業式以降を最終返済日とすることができません。
 - ・退学あるいは除籍になった時は、直ちに未済残額を全額返済しなければなりません。

●手続き手順

面談



手続



貸付



返済

- ・事情等について面談を行い、貸付の可否を決定します。
- ・貸付が適当と認められた場合、原則として当日に貸付を行います。
- ・相談方法：[syougakukin \(at\) ml.kandai.jp](mailto:syougakukin@ml.kandai.jp) へメール相談してください。
※ (at) は @ に置き換えて下さい。
- ・必要な物：学生証・印鑑・収入印紙（200 円）
※必ずあらかじめ父母（保証人）の方の了承を得てください。

- ・「借用証書」その他必要書類の記入および提出をもって「出金依頼書」を交付します。

- ・出納課分室〔新関西大学会館南棟 1 階〕で現金を交付します。
【取扱時間】平日 9：00～17：00（15：00～16：00 は除く）
※取扱時間外での願い出の場合は、貸付日が翌日以降となります。
※千里山キャンパス以外での貸付を希望する場合は、先のメールアドレスにてご相談ください。

- ・指定した返済期日までに、出納課分室に、納入用紙と現金を併せて返済してください。※領収書を交付しますので大切に保管してください。

必ず期限内に返済を！

- ◆この貸付金制度は原資が限られており、みなさんの返済金で運用しています。貸付利用者が期日までに返済しなければ、本当に経済的に困っている方を救えないこととなります。
- ◆最終返済期日までに返済できない場合は、期日までに必ずその事情を奨学支援グループへ申し出て了承を得てください。※1
- ◆連絡なく返済期日を超過した場合は、次回からの願い出を受けられないほか、直ちにご父母等に督促することとなります。

※1 返済期日を再設定の上、誓約書の記入をお願いしております。

よくある質問

Q 返済方法（一括・分割）は返済期間中に変更できますか？

➡ できます。
変更を希望される場合は、奨学支援グループまでご相談ください。

Q 留学生も利用できますか？

➡ できます。
ただし、「日本における保証人」を選定いただく必要があります。
※別途「返還保証誓約書」に保証人の署名・押印・連絡先の記入等が必要となります。

Q 旅行の費用などのために借りることは可能ですか？

➡ できません。
面談を通して緊急性が高いと判断した方にのみ貸付を行います。

Q 休学中も利用することはできますか？

➡ できません。
原則、在学中の方のみを対象としています。

ご相談・お問合せは
関西大学学生センター 奨学支援グループ
06-6368-0255（直通）